

平成 24 年 度

定期 監 査 (第 2 次) 結 果 報 告 書

平成 24 年 11 月 12 日

北 見 市 監 査 委 員

平成24年度 第2次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成24年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 財政課、政策推進課
- 総務部 総務課、納税課
- 市民環境部 仁頃出張所（現地監査を含む）
- 保健福祉部 健康推進課、上ところ診療所（現地監査を含む）、常呂保育園（現地監査を含む）
- 都市建設部 道路管理課
- 社会教育部 生涯学習課、北見市中央公民館、北見市民会館（現地監査のみ）

2 監査の期間

平成24年9月14日(金)から平成24年11月8日(木)
（現地監査は、平成24年10月24日（水）に実施）

3 監査の主眼及び方法

平成24年4月から平成24年8月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事、業務委託等に係る契約事務、物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認した。

○予算執行にかかる事務処理について

予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等の事務処理について、一部の部署で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど財務規則上の整理になっていないものがみられた。

これらについては、いずれも決裁段階での課長・係長における確認作業を行うことで防げる事項と考える。

監査における指摘・指導事項については、同じ不備を繰り返さないよう、全部局共通の指摘・指導事項として示達し、適正な事務・事業の執行に努めること。

○時間外勤務等命令の事務処理について

週休日に全日或いは半日の勤務を命ずる場合は、所属長が振替休日を指定し、振替を実施することになっているが、振替日を指定せず当初から時間外扱いとしているもの、長期間振替が未実施のままのものが目立った。

また、毎週水曜日については、職員の健康管理などの観点から「ノー残業デー」として設定しており、緊急を要するなど諸事情により時間外勤務を命令する場合は事前に「ノー残業デー協議書」を提出し職員課と協議することとなっているが、今回の定期監査において、水曜日に時間外勤務を命令しているにもかかわらず、全く協議書を提出していない部署もあった。

その外、時間外勤務等命令票の事務処理において、「時間外勤務の手引」による規定の整理になっていない事務処理等が散見された。

週休日における時間外勤務命令については、職員の健康管理の観点からも、所属長が責任を持って振替日を指定し、確実に実施するよう努めること。

時間外勤務等命令の事務処理における指摘・指導事項は、定期監査ごとに毎回同様の指摘・指導を行っているのが実態である。

時間外勤務等命令にかかる事務処理については、所属長の責任において、勤務実態及び業務内容をしっかり把握し、時間外勤務命令及び勤務確認を厳格に扱うことはもとより、全部局において、「時間外勤務の手引き」等に基づく事務処理方法を確認し、適切な事務処理を行うこと。

監査の結果に基づき講じた措置(平成25年4月19日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成24年度定期監査(第2次)結果に基づき措置の通知がありました。

平成24年度定期監査(第2次)結果の内容	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>○予算執行にかかる事務処理について 予算執行関係にかかる伝票及び関係書類等の事務処理について、一部の部署で、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど財務規則上の整理になっていないものがみられた。 監査における指摘・指導事項については、同じ不備を繰り返さないよう、全部局共通の指摘・指導事項として示達し、適正な事務・事業の執行に努めること。</p> <p>○時間外勤務等命令の事務処理について 週休日に全日或いは半日の勤務を命ずる場合は、所属長が振替休日を指定し、振替を実施することになっているが、振替日を指定せず当初から時間外扱いとしているもの、長期間振替が未実施のものが目立った。 また、毎週水曜日は「ノー残業デー」として設定しており、緊急を要するなど諸事情により時間外勤務を命令する場合は事前に「ノー残業デー協議書」を提出し職員課と協議することになっているが、全く協議書を提出していない部署がみられた外、時間外勤務等命令票の事務処理において、「時間外勤務の手引」による規定の整理になっていない事務処理等が散見された。</p>	<p>【市長】 平成24年11月16日開催の定例部長会議において、定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図った。 さらに今後、財務規則等の研修会をはじめ、あらゆる機会を通じ事務の徹底を図ることとする。</p> <p>【教育委員会】 予算執行にかかる伝票及び関係書類等の事務処理については、記載内容に不備、誤りのないよう財務規則上の整理を十分に留意しながら、複数の職員でチェックするなどし、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>【市長】 平成24年11月16日開催の定例部長会議において、定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図るとともに、時間外勤務処理時に振替日の未実施などを確認するよう徹底を図った。 さらに今後行う管理職研修会において、指摘事項を踏まえ、時間外勤務等命令の事務処理に関する研修を実施し、適正な事務処理の徹底を図る。</p> <p>【教育委員会】 時間外勤務等命令の事務処理については、振替日の指定を行い、振替が確実に実施できるように努め、また、ノー残業デー協議書の提出については遺漏のないよう行っていく。</p>